

## 子どもの権利ワークショップ報告書

## 1 目的

こども基本条例の制定に向けて、関連する「子どもの権利」や「子どもの居場所」などについてこどもや大人が、意見交換をすることによって、理解を深めることを目的として開催された。

また、ワークショップの参加者が、令和8年度に実施する「こども会議・若者会議・市民会議」のメンバー募集も目的となっている。

## 2 内容

## (1) 日時

令和8年3月30日(月)

午後2時00分から午後4時30分

## (2) 会場

青梅市役所2階201～203会議室

## (3) 参加者

ア 中学生 8名

イ 市民 23名

## 3 実施形式

## ワークショップ

## (1) こども計画説明

条例や各組織の位置づけなどを体系的に説明

## (2) 講演

大学特任教授により①子どもの権利②こどもの居場所についての講演が行われた。

## (3) ワークショップ

5～6名のグループに分かれ、意見交換

## 4 ワークショップ参加者意見

別紙参照

以 上

## みんなでつくろう！こども基本条例 「子どもの権利」ワークショップ ワークシート

①子どもの意見が尊重されるまちにするには、  
どうしたら良い？

人が大切。理解してくれる人がいる。ある程度知識がある人がいるとよい。大人がこどもの気持ちがわかるといい。

一方でしくみも大事。声を上げたときに意見を聞く場を設けられるようなくみづくりも大事

こどもの意見を聞くといっても結局大人のいけんになってしまう。大人と同様のポジションで一緒に協議できるとよい

こどもの話がわかる大人がいることが大事

アドバイスではなく理解が欲しい

大人は大丈夫と言うが全然大丈夫じゃない。もっと気持ちをわかってほしい

②子どもにとって安心できる居場所には、  
何が必要？

情報平等に知れる。いつでも参加できる。発言できる。表現できる。聞いたり、泣きたいときは泣けるような場所

こどもが安全で安心と感じる場所

そこが居場所かどうか決めるのは子ども自身。

安心な場所とは仲間からはぶられることがない場所  
大人が介入してくれるといい

3世代くらいの多世代が交流できる場が必要

②' 安心できる居場所は？

トイレ お風呂 学校 自分の部屋

③青梅市に必要な子どもの人権ルールを  
ひとつ作るとしたら、どんなルール？

情報平等に知れる。いつでも参加できる。発言できる。表現できる。聞いたり、泣きたいときは泣くことができる。

クラス編成のときに意見を聞いて欲しい。仲のいい人で固まってしまう

フリースクールに行くには 30 日以上休まないといけない(学校による)行けるようにしてほしい

別室登校ではなく特別支援学級の登校も認めてほしい。

別室登校のクラスでも行事を開催してほしい。

# みんなで作ろう！こども基本条例 『子どもの権利』 ワークショップ

## こども計画

本日はご参加いただきありがとうございます。  
市では、市民のみなさんと力を合わせて、「こども基本条例」の制定を目指しています！  
今日の目標は、条例を検討していくために大切な「子どもの権利」や「子どもの居場所」などについて理解を深めることです。  
みんなで、話し合いながら、楽しく一緒に考えていきましょう！

**日時** 3月30日(月)  
午後2時～4時

**会場** 青梅市役所2階  
201～203会議室

### 日程

14:00 開会あいさつ  
～青梅市こども計画説明

15:15 グループ意見協議  
・こどもグループ  
・おとなグループ

14:15 講演  
青梅市こども・子育て会議会長  
明星大学特任教授 坂井隆之 氏

15:45 各グループ発表

- ①子どもの権利
- ・子どもの最善の利益
  - ・子どもの意見の尊重

15:55 講評：坂井先生

②こどもの居場所

16:00 閉会

## お知らせ

# みんなで作ろう！「こども基本条例」 会議メンバー募集！

市では令和8年度に、中学生・高校生や若者、市民の皆さんと共に「青梅市こども基本条例（仮）」を制定することを目指しています。

「子どもの権利」を大切にする「こどもがまんなかのまちづくり」に向けた新しい条例を、みんなで意見を出し合って対話を重ねながら、つくっていきたいと考えています。

「こども会議」「若者会議」「市民会議」のメンバーを募集します。

ぜひご参加ください。



申込みは4月1日～19日までに、ホームページから⇒

※電話の場合は0428-22-1111 子育て応援課まで

### 会議体の協議スケジュール

各会議体で会議を2回、合同会議を1回、シンポジウムを1回開催し、11月ごろまでに原案を作成します。（予定のため変更される場合があります。）

### こども会議 20人（中学生・高校生等）

日程 1回目…5月31日（日）午後 2回目…7月19日（日）午後

内容 条例の前文（条例の趣旨、目的、基本原則などを述べた、条例の制定の理念を強く宣言する文章）を考えます。

ファシリテーターがしっかりサポートします。

### 若者会議 10人（18歳～29歳）

### および市民会議 10人（30歳以上）

日程 1回目と2回目の会議の日程は、それぞれの会議体のメンバーの話し合いで決めます。

内容 こども会議の意見を踏まえた、条例の条文を考えます。

### 合同会議（こども会議・若者会議・市民会議）

日程 8月30日（日）午後

内容 3つの会議体が集まって、これまで検討した条例の前文案および条文案を合わせ、意見を交換し、条例の素案を作ります。なお、条例素案は「青梅市こども・子育て会議」で協議され、決定します。

### シンポジウム

日程 10月25日（日）午後

内容 条例素案について、3つの会議体が集まるとともに、一般参加のこどもたち・市民を対象としたシンポジウムを開催し、ここで提案された意見を踏まえ、条例原案を作ります。その後、条例原案は「青梅市こども・子育て会議」で協議され、決定します。

**ぜひ、ご参加ください！**